

量水器購入仕様書（75mm）

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、熊本市上下水道局（以下「当局」という。）が、受託者（以下「納入者」という。）に発注する量水器（以下「メーター」という。）の購入に適用する。

2 適用法令及び適用規格

当局に納入するメーターは、計量法関係、水道法関係、日本工業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）、その他関連する法令、例規及び適用規格等による。

3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本工業規格及びその引用規格。

JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様）

JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用）

4 保証事項

納入品の保証期間は、受渡完了の日から1ヶ年とし、この期間中に故障の原因が納入者にあることが明らかなる場合は当局の指示に従い修理又は取替をしなければならない。

5 疑義の解釈

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合は、当局、納入者協議のうえ対処する。

第2章 仕様

1 一般的仕様

メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。

メーターの表示機構は、読みやすく、確実に、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。

メーターは計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2 メーターの種類

口径	計量部	水量表示（指示部）	接続方法	備考
75	たて型軸流羽根車乾式	アナログ・デジタル併用	上水フランジ	

3 計量特性

口径	計量範囲 Q3/Q1=R	流量値（m ³ /h）				全長 mm
		Q1	Q2	Q3	Q4	
75	100	0.63	1.008	63	78.75	630

4 メーターケースの材質

メーターケースの材質は鉛レス銅合金（鉛成分が0.25%以下の銅合金）とする。

上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。

鉛レス銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5 1 2 0	ビスマス青銅鋳物 1 種、2 種	CAC 9 0 1, 9 0 2	B
JIS H 5 1 2 1	ビスマス青銅連鋳物 3 種	CAC 9 0 3 C	
JIS H 5 1 2 0	ビスマスセレン青銅鋳物 1 種	CAC 9 1 1	
JIS H 5 1 2 0	シルジン青銅鋳物 4 種	CAC 8 0 4	E

5 メーターケースの表示項目

上ケースには材質記号を鋳出または打刻する。

下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。

6 検定証印又は基準適合証印

メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行わなければならない。

メーターには、検定証印又は基準適合証印いずれかの証印を付ける。

検定又は検査は、納入期限の日の属する月、又はその前月に実施する。

7 表示項目

JIS B 8 5 7 0 - 2 で規定されているもの

- ・ 計量単位 (m³・L)
- ・ Q 3 の値
- ・ Q 3/Q 1 の値 (R = 値でも可)
- ・ 型式承認番号
- ・ 製造業者の名称又は登録商標
- ・ 製造年 (西暦)
- ・ 製造番号
- ・ 流れの方向
- ・ 取付姿勢 (水平はH)

8 表示部・回転指標

水量表示部は、デジタル表示の数字を、1 m³以上の単位を[黒地に白文字]、1 0 0 0 単位を[白地に赤文字]で識別したものとする。

9 表示範囲

Q 3	表示範囲の最小値
m ³ /h	m ³
6. 3 < Q 3 ≤ 6 3	9 9 9 9 9

1 0 塗装

メーターの塗装は、プラスチック蓋 (両面) のみとし、鉛レス銅合金製の上下ケースは無

塗装（酸化防止処理は施す）とする。

1 1 塗装色

メーターの塗装色は、日本塗料工業会色番号A 9 5 - 6 0 P（ピンク）、マンセル値は5 R P 6 / 8とする。

1 2 メーター番号刻印

7 5 mmのメーターには、**1 5 6 8 ~ 1 5 8 7**の番号を刻印するものとする。

なお、刻印箇所は、メーター蓋上面中心部及び上ケース上面とする。

1 3 付属品

メーター1 個に接続用ボルト・ナット（ステンレス製）の必要本数（ボルト孔と同数量）、パッキン4枚（全面パッキン）を納入すること。

材質は合成ゴム（NBR）とし、JIS K 6 3 5 3「水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）8 0」相当とする。

第3章 納品

1 納品場所

上下水道局 料金課（量水器倉庫）とする。

2 納入時の指示量

メーター納入時の指示量は、メーカーでの器差検定後の指針で可とする。尚、指示表の提出は要しない。

3 梱包する方法

メーターと補足管を取付けた状態で、梱包するか又は透明なビニール袋に覆い納入する。